

平成29年度愛知県相談支援従事者研修（現任研修、初任者研修）実施要領

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

愛知県

3 募集人数（定員を超過した場合は、受講者を選考させていただきます。）

- (1) 現任研修 210名
- (2) 初任者研修 448名

4 受講要件

現任研修【次の①又は②に該当にする方】

①	<p>◎ 現に指定相談支援事業所等に勤務する相談支援従事者であって、次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度から平成26年度に相談支援従事者初任者研修を修了した者又は平成17年度以降初任者研修を修了後、平成26年度までに現任研修を修了した者（更新切れになっている者を除く） ・ 指定相談支援事業所等に平成18年10月1日以降平成29年5月31日までに2年以上勤務見込の者 ・ 障害児者の個別ケースを自らが担当し、ケアマネジメントを行っており、演習に際し使用する個別事例（詳細は下記参照）として、事例の概要（A4・1枚程度）、相談受付票、アセスメント票、申請者の現状、サービス等利用計画表、週間サービス計画表を提出可能な者 ・ 市町村の相談支援体制の構築・推進について中核的な役割を担うと思われる者
②	<p>◎ 平成24年度又は平成25年度に相談支援従事者初任者研修を修了した者若しくは平成17年度以降初任者研修を修了後、平成25年度までに現任研修を修了した者（更新切れになっている者を除く）であって、次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年10月1日以降指定相談支援事業所等に2年以上勤務した経験があり、演習に際し使用する個別事例（詳細は上記に準じる）を提出可能な者 ・ 市町村の相談支援体制の構築・推進について中核的な役割を担うと思われる者

【個別事例とは】⇒次のすべての条件を満たすことが必要です。

- 匿名化
- 複数のサービスを利用する事例であること（フォーマル・インフォーマルを含む）
- 受講者自身が訪問し、アセスメントする事例であること
- 受講者自身がサービス等利用計画を作成する事例であること
- 既に終結している事例ではないこと

【指定相談支援事業所等とは】⇒次のいずれかをいいます。

- ・ 指定相談支援事業所（特定、一般、障害児）
- ・ 指定重度障害者等包括支援事業所
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 市町村（但し、相談支援業務を行う障害福祉担当部署に限る）
- ・ 障害者就業・生活支援センター（※）
- ・ 発達障害者支援センター（※）
- ・ 高次脳機能障害支援普及事業者（※）
- ・ 障害児等療育支援事業者（※）

（※）は、国が定める地域生活支援事業実施要綱に基づき実施されるものを言う。

初任者研修

【次の①、②、③のいずれかに該当する方（初任者研修受講済者にあつては、平成24年度までに修了した方に限る。）であつて、定められた日までに障害児者の個別事例（補助員等として自らが担当するものに限る。）の準備ができること。

なお、初任者研修の講義部分（2日間）を受講済であっても、6日間の全日程すべてを受講する必要があります。（受講免除にはなりません。）】

①	◎ 指定相談支援事業所、指定重度障害者等包括支援事業所及び基幹相談支援センターに現に勤務する者であつて、相談支援従事者として継続的に従事できる（少なくとも2年以上）見込の者
②	<p>◎ 平成30年3月31日までに厚生労働省告示の実務経験を満たしかつ平成30年4月1日までに指定相談支援事業所の相談支援従事者になる予定の者（相談支援従事者として継続的に従事できる（少なくとも2年以上）見込のある者に限る）であつて、次のいずれかに該当する者。</p> <p>(ア) 指定障害福祉サービス事業所又は地域活動支援センターに勤務する者 (イ) 障害者就業・生活支援センターに勤務する者（※） (ウ) 指定障害児通所支援の事業所に勤務する者 (エ) 指定障害児入所支援の施設に勤務する者 (オ) 保険医療機関に勤務する者であつて主に障害児者の相談支援業務に従事している者 (カ) 発達障害支援指導者の認定を受けた者 (キ) 発達障害者支援センターに勤務する者（※） (ク) 障害児等療育支援事業に従事する者（※） (ケ) 高次脳機能障害支援普及事業に従事する者（※） (コ) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターの介護支援専門員 (サ) 生活保護法に規定する救護施設又は更正施設に勤務する者 (シ) 市町村の障害児者相談支援体制の構築に当たり、市町村が必要と認める者（詳細は次のとおり。市町村から県あての調書が別に必要です。）</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p>ア 基幹相談支援センターを設置・運営するに当たって、市町村が必要と認める者 イ 現在は(ア)～(サ)の事業所に勤務していないが、障害福祉に関して相当の見識があり、平成30年4月1日までに指定相談支援事業所の相談支援従事者として勤務が確実な者</p></div> <p>(※) は、国が定める地域生活支援事業実施要綱に基づき実施されるものを言う。</p>
③	◎市町村の障害児者相談支援窓口職員
<p>【個別事例とは】⇒次のすべての条件を満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 匿名化➤ 複数のサービスを利用する事例であること（フォーマル・インフォーマルを含む）➤ 受講者自身が訪問し、アセスメントする事例であること➤ 受講者自身がケアプランを作成する事例であること➤ 既に終結している事例ではないこと	

5 注意事項

(1) 相談支援専門員の資格は、更新制度となっています。資格を継続するためには、初任者研修を修了後、5年ごとに現任研修を修了する必要があります。

なお、現任研修は厚生労働省告示にあるように、相談支援業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であるため、愛知県では現任研修を受講するために、一定の実務経験（指定相談支援事業所等での勤務経験）を要件としていますので、御留意ください。

<相談支援従事者（相談支援専門員）の5年ごとの更新について>

初任者研修の修了年度の翌年度から数えて5年の間に1回現任研修を受講すれば資格は失わないことになる。（初任者研修の修了年度を起点として考える。）

例えば、平成24年度に初任者研修を修了した者は、平成25年度から数えて平成29年度までの間に1回現任研修を受講すると、次回の現任研修は、平成30年度から平成34年度までの間に1回受講すれば良いことになる。

24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	(年度)
初任			現任							現任	
受講			受講							受講	

5年に1回現任受講

5年に1回現任受講

※ 上記例で、平成27年度に現任研修を受けると、次回は最低でも平成34年度に現任研修を受講すれば良いことになる。（受講間隔が6年空くが可）

(2) よって、平成24年度に初任者研修を修了した方については、平成29年度中に現任研修（現任研修の受講要件を満たしていない方は初任者研修）を受講しないと平成29年度末で相談支援従事者（相談支援専門員）の資格を失効しますので御注意ください。

ただし、現任研修受講にあつては、指定相談支援事業所等に平成29年5月31日までに2年以上勤務見込がない場合は、受講できません。

資格を失効した方は、再度初任者研修（6日間）を受講することになります。

6 研修日程（予定）

現任研修		
区分	開催日	開催場所
合同講義	平成 29 年 7 月 2 日（日）	ウィルあいち大会議室 名古屋市東区東上堅杉町 1 （ウィルあいち 3 階）
演習	A 日程 平成 29 年 7 月 20 日（木） 平成 29 年 8 月 16 日（水）	愛知県自治センター E 会議室 名古屋市中区三の丸 3-1-2 （愛知県自治センター 12 階）
	B 日程 平成 29 年 7 月 21 日（金） 平成 29 年 8 月 17 日（木）	

※ 演習の日程については、会場の定員の都合により、受講生の割り振りを当課で行います。ご希望に添えない場合がありますので、御承知おきください。

※ 現任研修修了の条件は、定められた期日までに課題を提出すること及び 3 日間（合同講義 1 日＋演習 2 日間）の全日程を受講することです。

初任者研修		
区分	開催日	開催場所
合同講義	平成 29 年 8 月 30 日 (水) 平成 29 年 8 月 31 日 (木)	鯉城ホール 名古屋市中区栄 1-23-13 (伏見ライフプラザ 5 階)
全体演習	A 日程 (主に名古屋・知多・尾張地区の方を対象とします。)	平成 29 年 9 月 11 日 (月)
	B 日程 (主に名古屋・知多・尾張地区の方を対象とします。)	平成 29 年 9 月 12 日 (火)
	C 日程 (主に三河地区の方を対象とします。)	平成 29 年 9 月 19 日 (火)
地区別演習	演習 1 (主に名古屋・知多地区の方を対象とします。)	平成 29 年 10 月 2 日 (月) 平成 29 年 11 月 6 日 (月) 平成 29 年 11 月 7 日 (火)
	演習 2 (主に名古屋・知多地区の方を対象とします。)	平成 29 年 10 月 3 日 (火) 平成 29 年 11 月 8 日 (水) 平成 29 年 11 月 9 日 (木)
	演習 3 (主に尾張地区の方を対象とします。)	平成 29 年 10 月 4 日 (水) 平成 29 年 11 月 13 日 (月) 平成 29 年 11 月 14 日 (火)
	演習 4 (主に三河地区の方を対象とします。)	平成 29 年 10 月 16 日 (月) 平成 29 年 11 月 16 日 (木) 平成 29 年 11 月 17 日 (金)
		愛知県自治センター E 会議室 名古屋市中区三の丸 3-1-2 (愛知県自治センター 12 階)
		愛知県西三河総合庁舎大会議室 岡崎市明大寺本町 1-4 (愛知県西三河総合庁舎 10 階)
		愛知県自治センター E 会議室 名古屋市中区三の丸 3-1-2 (愛知県自治センター 12 階)
		愛知県自治センター E 会議室 名古屋市中区三の丸 3-1-2 (愛知県自治センター 12 階)
		愛知県西三河総合庁舎大会議室 岡崎市明大寺本町 1-4 (愛知県西三河総合庁舎 10 階)

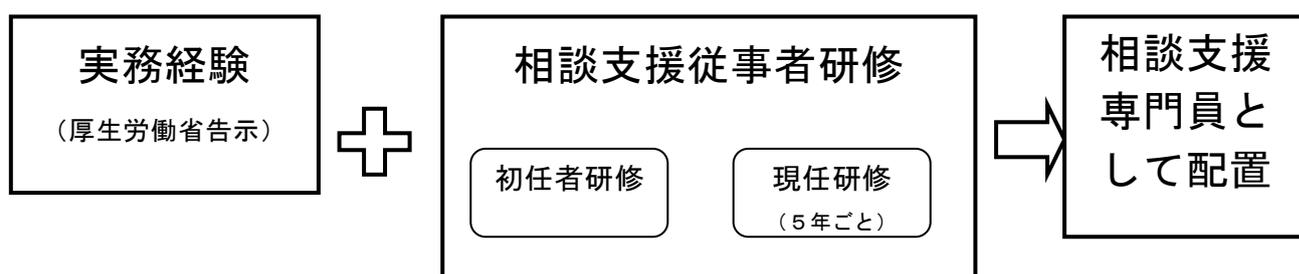
※ 全体演習と地区別演習については、原則、対象地区になっている日程を第 1 希望としてください。(都合の悪い場合はその限りではありません。)ただし、会場の定員の都合により、受講生の割り振りを当課で行います。ご希望に添えない場合がありますので、御承知おきください。

※ 初任者研修修了の条件は、定められた期日までに課題を提出すること及び6日間（合同講義2日間＋全体演習1日＋地区別演習3日間）の全日程を受講することです。

7 その他

- (1) **研修の受講要件（実務要件等）と相談支援事業所の指定要件は、必ずしも一致していませんので御承知おきください。相談支援事業所の指定にあたって相談支援従事者の実務要件について疑義がある場合は、市町村担当課又は県障害福祉課事業所・地域生活支援グループ（052-954-6317）に必ずご確認ください。**

（参考）相談支援専門員の要件



※ただし、初任者修了後5年目の年度末までは、現任研修を修了していなくても相談支援専門員として配置可能

- (2) サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）と相談支援専門員の兼務はできません。
- (3) 研修カリキュラム等については、受講決定時（現任：5月下旬、初任者：7月中旬の予定）に通知します。
- (4) 研修参加者は、研修受講の意義・目的などを十分認識した上で、参加するようにしてください。**課題の提出及び全日程出席が研修修了の条件です。遅刻・中抜け・早退は認めていません。（遅刻・中抜け・早退をすると、以後の受講継続が出来ません。）**
- (5) 受講態度等に問題がある場合は、研修修了証書をお渡ししない場合があります。
- (6) 予め指定した日時までに個別事例を持参しない場合のほか、受講決定時及び研修受講時に指示する課題を各提出期限までに提出しない場合、受講者御自身で課題に取り組んでいない場合は、研修日程途中であっても受講決定を取り消します。（受講継続は出来ません）
- (7) 受講料は無料です。

サービス管理責任者等研修の受講を希望する方へ

- ・サービス管理責任者等となるために初任者研修（講義部分：2日間）の受講のみを希望する方は、サービス管理責任者等研修受講者の募集時に合わせて行いますので、今回は申込をしないでください。
- ・サービス管理責任者等となるための初任者研修（講義部分）の日程は、平成29年9月23日、24日及び10月7日、8日を予定しています。

8 申込方法等

(1) 提出書類

<事業所>

- ・「受講者推薦及び申込書」(別紙1)
※必ず法人(事業所)の代表者から推薦を受けること。また、必要事項の記入漏れがないようにすること。
- ・「推薦調書」(必要な場合に限る。法人⇒市町村あて提出用)(別紙3)

<市町村>

- ・事業所が提出した「受講者推薦及び申込書」(別紙1)
- ・「相談支援従事者研修受講者推薦書(市町村⇒県あて提出用)」(別紙2)
- ・「推薦調書」(必要な場合に限る。市町村⇒県あて提出用)(別紙3)

(2) 申し込み先

<事業所>

- ・事業所の所在する市町村役場

<市町村>

- ・愛知県健康福祉部障害福祉課相談支援グループ

(3) 申し込み期限

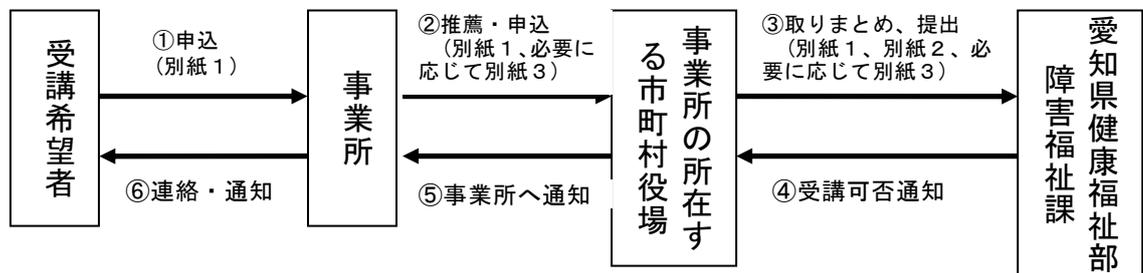
<事業所から市町村役場への提出期限>

- ・申し込み先市町村が設定した期限

<市町村から愛知県障害福祉課への提出期限>

- ・現任研修：平成29年4月28日(金) 期限厳守
- ・初任者研修：平成29年6月9日(金) 期限厳守

(4) 申込等の流れ図



9 受講決定

- 別紙1「受講者推薦及び申込書」及び別紙3「推薦調書」の記載事項により受講の可否を決定し、愛知県障害福祉課から市町村あてに、現任研修については、平成29年5月下旬(予定)、初任者研修については、平成29年7月中旬(予定)に通知します。
- 応募者が多数の場合は、市町村間の人口バランス、相談支援体制の整備状況、今後の必要性などを考慮のうえ、市町村と調整し、受講者を選考・決定します。

10 修了証書の交付、修了者名簿の管理

(1) 修了証書の交付

県は定められた全日程について出席した者に対して修了証書番号、修了年月日、氏名等を記載した修了証書を交付する。

(2) 修了者名簿の管理

県は、上記(1)に掲げる事項を記載した研修修了者名簿を作成し、管理する。また、推薦市町村に対して研修修了者名簿を送付する。